

新生活エンタメプラス

<Smart Film パック付帯商品 >

北海道 東北 東京 中部 北陸

関西 中国 四国 九州

2026 年 1 月 1 日実施

HTBエナジー株式会社

たのしいでんきプラン別説明書

[新生活エンタメプラス]

目 次

1	契約種別	4
2	新生活エンタメプラス 北海道	5
3	新生活エンタメプラス 東北	5
4	新生活エンタメプラス 東京	6
5	新生活エンタメプラス 中部	6
6	新生活エンタメプラス 北陸	7
7	新生活エンタメプラス 関西	8
8	新生活エンタメプラス 中国	8
9	新生活エンタメプラス 四国	9
10	新生活エンタメプラス 九州	9
11	本説明書の変更および廃止	10

たのしいでんきプラン別説明書 新生活エンタメプラス(以下、説明書については、「本説明書」といい新生活エンタメプラスについては「本プラン」といいます。)は、当社の「たのしいでんき約款」(以下、「たのしいでんき約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2026年1月1日より実施し、お客さまにより本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2. 細目

- (1) 本説明書に定めている事項は、たのしいでんき約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、たのしいでんき約款に依拠するものとします。
- (2) 本説明書は、当社への新規のお申し込み、当社からの当社の契約種別の変更、どちらの方もお申込みいただけます。申込対象は、個人といたします。
- (3) 本説明書の、需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、たのしいでんき約款(Ⅱ契約の申込み)に準じます。ただし、場合によっては、申込みの受付を停止後、申込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、お知らせ等を当社のホームページに掲載します。

3. Smart Filmパック

- (1) 本プランのお客さまは、Renxa 株式会社(以下、「Renxa 社」といいます。)が提供する「Smart Filmパック」を利用することができます。なお、「Smart Film パック」は、Renxa 社が提供する「会員優待サービス」と「個人賠償保険」と「動画コンテンツ視聴サービス」をセットにしたものであり、「Smart Film パック」の利用契約はお客さまと Renxa 社との間で締結されるものとします。
- (2) 「Smart Film パック」のサービス内容は、Renxa 社が定める「Smart Film」利用規約(URL:<https://SmartFilm.jp/legal>)(以下、「Smart Film パック利用規約」といいます。)の規定のとおりとし、お客さまは Smart Film パックの利用にあたり、当該 Smart Film パック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。
- (3) Smart Film パックの利用開始日は、Smart Film パック利用規約の定めにかかわらず、電気の供給開始日の属する月の翌月15日とします。
- (4) 本プランのお客さまの Smart Film パックに係る利用料金は、Smart Film パック利用規約の定めにかかわらず、月額1,980円(税込)とします。
- (5) お客さまは、お客さまと Renxa 社との間の Smart Film パックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で Renxa 社が当社に対して譲渡すること、および、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、当該金銭債権を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、Renxa 社および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (6) Smart Film パックに係る利用料金は、Smart Film パック利用規約の定めにかかわらず、N月1日から末日までの利用料金を、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間に係る電気料金に合算して請求します。ただし、本プランによる需給契約が終了した場合の Smart Film パックに係る利用料金の最終請求は、電気料金の最終請求に合算して請求します。
- (7) お客さまは、本プランによる需給契約の契約期間中は、Smart Film パック利用規約の定めにかかわらず、Smart Film パックの利用契約のみを解約することはできないものとし、プラン変更等別途当社が認める場合を除き、Smart Film パックを解約する場合は、本プランによる需給契約も終了するものとします。
- (8) お客さまと当社との本プランによる需給契約が終了した場合、お客さまと Renxa 社との間の Smart Film パックの利用契約は、Smart Film パック利用規約の規定にかかわらず、当該需給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、Smart Film パックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。
- (9) 「Smart Film パック」に関する問い合わせ先は以下のとおりとします。
「Smart Film パック」の問い合わせ先

Renxa 株式会社
Smart Film

(URL: <https://req.qubo.jp/Renxa/form/l8FzRKbu>)

4. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき 料金表」において、定めます。

たのしいでんき 料金表

本説明書約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 要	新生活エンタメプラス北海道	従量電灯 B
	新生活エンタメプラス東北	従量電灯 B
	新生活エンタメプラス東京	従量電灯 B
	新生活エンタメプラス中部	従量電灯 B
	新生活エンタメプラス北陸	従量電灯 B
	新生活エンタメプラス関西	従量電灯 A
	新生活エンタメプラス中国	従量電灯 A
	新生活エンタメプラス四国	従量電灯 A
	新生活エンタメプラス九州	従量電灯 B

2 新生活エンタメプラス 北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	500 円 00 銭
--------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	43 円 80 銭
------------	-----------

3 新生活エンタメプラス 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東北電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

- (イ) 基本料金
基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	500 円 00 銭
--------	------------

- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	41 円 70 銭
------------	-----------

4 新生活エンタメプラス 東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、東京電力パワーグリッド株式会社管内であること。
(ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

- (イ) 基本料金
基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	500 円 00 銭
--------	------------

- (ロ) 電力量料金
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	39 円 00 銭
------------	-----------

5 新生活エンタメプラス 中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力パワーグリッド株式会社管内であること。
(ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	500 円 00 銭
--------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	38 円 60 銭
------------	-----------

6 新生活エンタメプラス 北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
- ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	500 円 00 銭
--------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	38 円 60 銭
------------	-----------

7 新生活エンタメプラス 関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、関西電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	330 円 00 銭
--------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	38 円 10 銭
------------	-----------

8 新生活エンタメプラス 中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、中国電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	330 円 00 銭
--------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	39 円 80 銭
------------	-----------

9 新生活エンタメプラス 四国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 A

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、四国電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	330 円 00 銭
--------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき	39 円 50 銭
------------	-----------

10 新生活エンタメプラス 九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ. 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約電流が 10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額の合計とします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。

1契約につき	500 円 00 銭
(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。	
1キロワット時につき	38 円 80 銭

11 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。